

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和4年12月8日(木)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 協議会室			
出席委員	委員長	飯田 雅 広	副委員長	板 倉 浩 幸
	委員	山 岸 美登利	委員	三 浦 知 将
	委員	石 原 裕 介	委員	吉 田 正 昭
	委員	高 阪 康 彦		
欠席委員	な し			
紹介議員	板 倉 浩 幸			
参考人	船 坂 こずえ			
会議事件 説明のため 出席した者	町 長	横 江 淳 一	副町長	加 藤 正 人
	総務部長	浅 野 幸 司	総務課長	藤 下 真 人
	民生部長	寺 西 孝	環境課長	石 原 己 樹
	介護支援 課長	後 藤 雅 幸		
職務のため 出席した者	議 長	佐 藤 茂	議事 事務局 会長	小 島 昌 己
	書 記	萩 野 み 代	主 任	大 竹 孝 平
付託事件	請願第1号	「海翔高校を存続させるための意見書」提出を求める請願書		
	請願第2号	「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書		
	議案第53号	蟹江町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について		
	議案第54号	蟹江町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について		
	議案第55号	蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について		
	議案第56号	蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正等について		
	議案第57号	蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について		
	議案第58号	蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改		

	正について 議案第59号 蟹江町手数料条例の一部改正について 議案第60号 蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について
--	--

○委員長 飯田雅広君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に、少しだけお時間をいただき、所管事務調査について打ち合わせを行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は10件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

審査に入る前にお諮りをいたします。

付託案件の審査順序についてであります。

本日は、請願第2号についての参考人をお招きしております都合上、最初に請願第2号の審査を行い、次に請願第1号の審査を行います。その後、議案第53号から議案第60号までの審査を順次行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は配付した次第により行います。

それでは、請願第2号「「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書」を議題といたします。

本日は、この請願の参考人として、請願者である船坂こずえ様をお招きしておりますので、最初に簡単な自己紹介をお願いいたしまして、その後、内容の説明を紹介議員の板倉議員とともに、お願いをいたします。

議会広報編集委員長より写真撮影の申し出が出ておりますので、許可をいたしました。

それでは、船坂様、よろしくお願いいたします。

○参考人 船坂こずえ君

よろしくお願いいたします。

フリースクールのための全国一斉請願プロジェクトの会、愛知県版で活動しています、船坂こずえと申します。

私がこの請願を提出するに至った経緯をお話しします。

私の娘は、発達障害があり、小学校では支援学級に在籍をしていました。2、3年生のときは、担任の先生はじめ、学校全体で、彼女の個性に寄り添い、認めてもらえていて、皆勤

賞を取るほど学校に楽しく通っていました。

しかし、4年生から担任の先生が替わり、学校の雰囲気も何かしら変わってしまい、彼女の個性を認めるより集団に合わせる傾向が求められ、娘は、その変化に対応することが難しく、徐々に学校に行くことがつらくなっていきました。

それでも、何とか泣きながらも、少しでも学校に行こうと、彼女なりに頑張っていました。5年生のときに、何で人間は生きなきゃいけないのと思いつめた顔で訴えてきました。

私自身、すごく焦りました。学校に行くのは当たり前、学校に合わせることは仕方ないことだと言葉には出さずとも、彼女を追い込み、生きることの意味までまだ10歳の子どもに考えさせていたんだなど。まだ10歳でした。深くものを考えず、ただ楽しく学校に通っているかもしれない年齢です。

このまま学校に合わせるスタイルを過ごすのは、娘にとって苦痛が増すだけだと思い、取りあえず、不登校の子どもに勧められる適応指導教室に通い出しました。しかし、通える日数の制限や教室に合わせるスタイルは、結局は学校に復帰をする前提の場所だけに、彼女には合いませんでした。

そして、今通っているフリースクールを知り、6年生から全日登校することにしました。おかげさまで、娘の個性を認め、受け入れてくださり、現在も通うことができます。娘も何かしら新しい学びを得て、前を向いているように思います。

娘のようにフリースクールに通う子どもや、かつての娘も経験した放課だけや給食だけの登校は、不登校の数には入っていないようです。校門に触るだけでも出席にカウントされているとなると、実際の不登校の子どもの数は、数字に表れているよりもっともっと多いと思います。

不登校になる理由は様々ですが、学校そのものに合わない子どもの場合、教育機会確保法でも定められているフリースクールなどの学校以外の居場所を認めてほしいと思います。そして、どの子どもでも学びが確保されるよう、経済的支援をしてほしいと思います。

一斉請願プロジェクトの仲間には、フリースクールを運営されている方もみえますが、運営側も、子どもの居場所をできるだけ充実させるためには、経済的支援が必要だと訴えていました。このように、経済的支援はフリースクールに通う側だけではなく、運営側にも必要があります。

こういった背景があり、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書を提出いたしました。

○委員長 飯田雅広君

ありがとうございました。お座りください。

板倉議員、何か補足はありますか。

○紹介議員 板倉浩幸君

今、請願者である船坂さんのほうから、自分の子どもに対しての今までの経験を少しお話ししていただきました。

参考なんですけれども、今、蟹江町の不登校児童生徒数について、教育のほうに調べて出してもらいました。

12月現在、不登校をカウントするのは、年間30日以上欠席という扱いで不登校扱いになるんですけれども、思ったより多いんですね、蟹江町でも。全体で、小学校で30名、中学校で44名、総計で74名であります。今、生徒児童者数が2,759名のうち、74名が不登校になっております。

今、請願者のほうから、適応指導教室、蟹江町でいうと、あいりすがあるんですけれども、今あいりすに通っている子が10人前後らしいです。

あと、出席扱いなんですけれども、今、蟹江町でも74名というお話をした中で、例えば、1日のどこかで学校へ、ちょっと給食食べに行くのでもそうですし、だけでももう出席になっちゃうんですね。その辺で、本当の意味の不登校者数というのはもっと現実的には多くなってくると思われます。ちょっと把握ができないのが、ちょっと、国自体も把握できていないというところがあって、学校、教育委員会のほうから報告が出てきた分が請願の中にも書いてある、愛知県でも1万6,959人のうち、蟹江町で74名だということでもあります。

フリースクールについてなんですけれども、いろんな、多種多様化が今進んでおります。僕らも子どもの頃は学校行くの当たり前であって、本当の意味で無理やり連れて行かれた義務教育というのがあるんですけれども、そういう意味で、今現在は多種多様化で、本当、不登校になる原因も様々あります。

そんな中で、ぜひフリースクールについて、今、国の、参考資料でもお届け、出させていたただいたんですけれども、全く補助がありませんので、大体、月3万3,000円と言われております。年間40万円、全く自己負担で通わせる格好になっていて、ここ、どうしても国に財政的な支援を要請して、そうするとそのフリースクール自体も、全くほぼボランティアなんだね、みんな。ボランティアの状態ですべてやっていて、お金の面で週1回しかフリースクール開催できないというスクール自体もありますし、そこへ公的支援を投入してもらいながら、適応指導教室も含め、学べる場所を提供できたらいいなということでもあります。

後でちょっといろいろ聞いてもらえばいいんですけれども、じゃ、あいりすと何が違うんだと、フリースクールは。その辺は、僕より請願者のほうが詳しいんですけれども。まず何が違うかという、あいりす自体は、学校に復帰させることが目的です、主に。じゃ、フリースクールはというと、学校の復帰も含めて居場所づくりで、まず人間同士の関わりを重点に置いて、その中で教育も教えながらやっていく居場所であります。

ということで、全国的に新聞の記事でも取り上げられている状況で、今、頑張っていってほしいので、私からも紹介議員として、ぜひ賛同していただいて、国に意見書を上げて

いただきたいと思います。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

それでは、説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑がある方いらっしゃいますか。

○委員 高阪康彦君

今言われていたように、フリースクールと、公的にやっているあいりすみたいなのとは、どこら辺が違うんでしょうかね。私は、フリースクールというのは、あまり僕がよく理解していないので、どこが違うんでしょうか。

○参考人 船坂こずえ君

経済的な面からすれば、公的なものはもちろん無料ですね。内容としまして、フリースクールは本当に多種多様で、学習支援をしているフリースクールもあれば、やはりメンタルが崩れてしまったというお子さんに対しては、居場所と言うと、言葉が広過ぎて分かりにくいんですけども、やはりその子を認めてあげるというスタンスでやってみえるところが多くて、立て直しというか。なので適応指導教室はやはり学校に準ずる、ただ、そこまで学校ほど、言葉は語弊がありますが、追い詰めるというか、ではないけれども、やはり学校の雰囲気です、うちの娘も使いましたけれども。

なので、不登校のお子さんに実際話を聞くと、学校がすごくモンスターというか、に見えてしまうとか、学校に行けばいいと簡単に言っても学校に入れないとか、先生に保健室登校だけと言われるけれども、保健室にすらもちろん行けないし、誰かに級友に会うことすら無理だというお子さんにとっては、学校に復帰させる場というのはどうなのかなというので、大きな違いはあると思います。

○委員 高阪康彦君

そうすると、公的なそういう施設には行けないけれども、フリースクールには通うことはできるんですか。通うというのか、行くんですか。

○参考人 船坂こずえ君

いろんなところがありますので、見学なりして、合う、合わないを選んでいくとは思いますが、ただ、不登校のお子さんの数に対して、フリースクールももちろん足りていないですし、やはり経済的支援がないがゆえに、通わせたいけれども、通わせられないということで、じゃ家で見るしかないよねという形で、あいりすさんのようなところにも行けない、かといって自分に合ったところが見つかっても行けないというお子さんもみえると思います。

○委員 高阪康彦君

不登校と言う前に、資料にもありますけれども、例えばスクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーというのは、あまり機能しないというようなことが書いてあるんだ

けれども、まず僕は第一に、そういう、まずいろんな、確かに困ってみえる、今の時代の流れですから、補助をする流れで当然いいと思うんですが、まず第一義的に、どうしてこんなに不登校児が増えたかと、そこなんですよ。そこを一生懸命やらんことには、こんな、じゃもうお互いに行きたくないから、じゃ自由な教育ですと。教育の機会もいろいろあります。だから好きなようにやってくださいというのは、もう義務教育潰れますよね。

義務教育というのは、教育を受けるのは義務なんです。これは権利じゃないんです、義務なんです。だから、やはりこの国に生まれた以上は、やはり生まれたときから小学校や中学校行くのは義務なんです。そこで、やはり社会という集団生活を覚えて、社会を覚えて、そこへ行って社会の一員であると記憶すると思うんだけど、やはりその中には行けない子があるもんで、そういうためにそういう施設もつくりました。じゃ、そういうスクールカウンセラーだとかもあります。そういった方の働きという、そういうのはあまりなかったんですか。

○参考人 船坂こずえ君

いや、ありました。

まず、問題点は、義務教育という言葉の履き違えだと思います。私も、先ほどおっしゃられたみたいに、義務教育とは、子どもが学校に行くという義務だと思っていました。ただ、憲法、ごめんなさい、何条か忘れちゃったけれども、教えていただいたのは、それは違うと。教育を受けたいという気持ちがある子どもをちゃんと受けさせるという保護者の義務であって、子どもが学校に通わなければいけないという義務ではないんですよ。そこをまず私たちの年代も含めて誤解をしていると思います、そこがまず一番確執だと思うんですが。

なので、学びというのは必ず勉学と伴った学習ではないですね。いくら高学歴でも、これからの長い人生を保障される時代ではもうなくなってきていますので、学校と言われる、国がつくった、文科省がつくった学校に行かずとも、生きる力をつけるという、その子に合った自己肯定感を高められる環境に通わせることのほうが長い人生をやはり有意義に充実させて、生きていけることができると思います。

そして、スクールソーシャルワーカーさんとか使いましたけれども、縦割りというんですか、相談はできます。でも、それを現場の先生にどうやって落としとしてくださるかという横のつながりは、そこまで求めることが、やはり現場の先生の忙しさはすごく分かります。なので、先生も連絡をしたとしても、保護者がソーシャルワーカーの先生にご相談したことで、こういうふうにしたほうがいいよねとアドバイスしてくださったことをそのまま現場の先生に落としとしてくださったとしても、それはできるかどうか分からない。

なので、やはり多種多様なお子さんがいて、昔ではたくさん的人数がいて、置いておかれたというか、片隅にいたかもしれないけれども、今、もっとそれが顕著に、やはり子どもが教育確保法ですね、のこともありまして、学校に行かなくてもいいという選択を認められ

たので、自分の気持ちを表に出して、保護者もそれがあるので、そうか、昔みたいに引きずって行かせることではなくて、というのもあるので、相談はもちろん皆さんしていると思います。でも、それでは解決ができないゆえに、不登校という選択肢を取っていると思います。

○委員 高阪康彦君

憲法で、やはり教育を受ける、これは権利ですね、分かります。生きるためにも分かります。でも、そういう言い方を全部認めてしまったら。それぞれですよ、それぞれ。そしたら、その学校の存在価値も、今の義務教育も、みんながばらばらになりますよね。それが今の社会をつくっていくのに、その皆さん、じゃ、私は学校が行きたくないから行きません、私も行きません、私も行きませんで、治安というか収まっていくんでしょうかね。

今、僕はやはりそういう方が、そういう考え、子どもたちがそうならないように、まずそれをするのが第一であって、結果、もう当然極端に言えば、今の教育が悪いとか、先生が悪いですかね。おたくの場合も、先生が替わったところで変わったんですから、先生が悪いなら先生が直せばいいんだろけれども、そういう人が悪いから私たちは行かない、行く必要はない、学校は行かなくてもいい、自由にやると。じゃ、皆さんそういう人たちが全て増えてしまったら、教育なんてできないですよ。あとはみんなそれぞれの学校やフリースクールじゃないですけども、もう行けばいいと。

小学校、中学校というのは、やはり今まででも社会でもそういうところがあって、そこであるから成り立っていると思って、根本に学校行かなくてもいいんだというのは、基本的にあるというのは、僕は少し違うなと思うんです。社会である以上、やはり学校には行かなければならないというのは、僕ら、どうしても年齢的にちょっとついていけないところあるんですけれども、言われることはよく分かるんですよ。でも、それで社会というのが、皆さん自由にもう学校行かなくてもいいよという社会で、果たしてうまくいくんでしょうかね。

○参考人 船坂こずえ君

学校というくくりにとらわれると、そうだと思うんですけども、要するに、私の場合は、娘にやはり社会経験とか、対人関係の学びをしてほしかったので、ホームスクーリングの選択をしませんでした。要するに、学校はなくても、人との関わりを学ばせることはしてほしかったんですね。なので、フリースクールという外部に委託をしました、学ぶ機会を。

ちょっと話は変わりますが、私、昔、病院で働いてまして、それこそ30年近く前に看護学校を卒業しまして。そのときは、看護師の業務の一つに、シーツ交換、環境整備、いろんなものがありました。でも、今は、求人情報誌を見ても、ベッドメイキング、環境整備、ごみ収集、メッセンジャー、いろんなものが外部委託されていて、看護の業務に一本化して集中できるんですよ。

今の学校とちょっと照らし合わせてみると、先生方の業務、本当に煩雑で多様で、したくてもできないという現場があって、なので、先ほど、私の子どもが先生が替わったからでし

よとお話があったと思うんですけれども、であれば、教員の数を増やすべきだと思います。教員の数を増やして、いろんな子どもに対応できるほどの人数の教員を教室に配置すべきだと思います。それができないから、こういう状態が生まれているんだと思います。

○委員 高阪康彦君

分かりました。

だから、私はそちらのほうが優先すると思うんですけれども、話を戻して、だから、今言ってみえるフリースクールとか施設やってみえる方も大変だと。私たちも大変だと。だから、できたら経済的支援をしてほしいと。

国のほうでもそういうことを考えていると書いてあるんだけど、学校へ行きたくない、自分の好きな教育を受けるんだ、それは、子どもに対して親権は親ですから、親御さんの意見ですよね。そういう人が増えて、それを国のやはり税金ですから、税を使って、その人に支援を受ける。当然だと、もらって、という、もらえばありがたいというのか、僕らそんだけ教育、法律で、憲法で決まっているんだからもらって当然だという、どちらのお考えですか。

○参考人 船坂こずえ君

私のほう、なかなか勉強不足であれなんですけれども、お手元にもしかして資料が渡っているかもしれませんが、義務教育の間は、名目が公費負担教育費という資料が、こういった形の子どもの数のイラストがついた資料がお手元にありましたら、見ていただきたいんですけれども。

1人当たり在籍している学校に、小学生であれば92万8,000円、中学生であれば109万1,000円、年間予算としてついているようです。

でも、私の娘は、在籍校は地元の学校で、研修扱いということでフリースクールに通っていて、何もこの支援は、支援というか、予算は使っていません。定期券を発行するための書類を1枚書いていただくためだけで、この予算はじゃどこに行っているんだらうという話も出てくると思うんですね。

このお金を半額でもいいから、外部に行って、学びを得ている子どもに支給していただければ、それは解決するのかなというふうに、ちょっと深く勉強していないので、申し訳ないんですけれども、ほかに行っている子に余分というのではなくて、その子その子に、国からもともとついている予算、これをどうにか使うのも手ではないのかなというので、やはりこれが縦のつながりというかだけで、ここはここの話、また別のところは、お金に関すること、横のつながりが無いがゆえに、この公費負担教育費のことをご存じの皆さんだと思うんですけれども、こういった資料もあります。なので、別に新たに、このフリースクールのためにお金をという話じゃないのかもしれませんが。

もしかして使えるお金は、実際にこういうふうにあって、我が娘に至っては、昨年、6年

生から今のフリースクールに通い始めまして、学校基本法か何かで毎年6月までには学校健診を受けなければいけないって法律があるようで、もう再三催促をされて、でも学校にも通えないので、じゃ校医のところにおざわざ出向いて健診を受けました。でも、今年は何も一つも案内は来ませんでした。この彼女のための健診の予算は、校医には僅かでも支給されていると思います。そういったお金だってここから出ていると思うので、そういったことも踏まえて、じゃそのお金はどこに行っているんだろう。私の娘の109万円は何に使われているのかなと不思議に思います。

○委員 高阪康彦君

この1人当たりの公費というのは、その全体の予算を子どもの数で割ったのが1人頭幾らという感じであって、その人の個人の1人のために、その90万円使われているというのはちょっと違うと思うんだけども。

○参考人 船坂こずえ君

ただ、1人のカウントでは、在籍校としての意味は何なんだろうなというふうに思います。籍を置いておかなければいけないので、義務教育の期間は。

○委員 高阪康彦君

籍はあるわけですよ。

○参考人 船坂こずえ君

義務教育期間は、地元の学校に籍を置かなければいけないので。

○委員 高阪康彦君

それはカウントされているわけですよ。

○参考人 船坂こずえ君

そうなんです。

○委員 高阪康彦君

じゃ1人分はあるということだ、自分の子どもも。

その人にそれを全部じゃなくて、教育費なもんだから、いろんなものが入って、それを割った、だから、その人にそのお金が全部入っているという、そうなるんだけども、その具体的にお金が入ったという感覚とはちょっと違うような気がするんですけどもね。

○参考人 船坂こずえ君

もちろん。ただ、掛け算する数としては入っている。

○委員 高阪康彦君

カウントされているわけね。なるほど、分かりました。

○参考人 船坂こずえ君

具体的にやはりこういう数字が出てきて、初めて私もそうだったんだなと思って。

○紹介議員 板倉浩幸君

今、高阪さんの意見も十分踏まえて、国も、学校教育ですから文科省の資料もお渡ししました。文科省自体も、フリースクールについては、フリースクール等民間団体との対話の場を通じた連携を促進して、ノウハウをちゃんと学んでやっていきなさいよと言っているんだけど、不登校生徒の教育を確保するとしてね。なんだけれども、じゃ、どうして支援がないのかという問題もあります。

それと、あと、もう1枚のところ、フリースクールへの財政的支援の政策アンケートとあったことで、それぞれの各党のいろんな代表の方の意見もつけてあるんですけども、ここでも、特にきめ細やかな支援体制を整備することは重要、個々の状態に応じた、状況に応じた多様な支援を推進していきなさい、推進していきますと言っているんですよ、やはり。

だから、今現状、不登校の問題で、文科省ももう不登校の考え方で、登校という結果のみを目標とせず、先ほど船坂さんが言われた、社会的自立を図ることも状況によって必要だと。学校に行けなくても悲観する必要はなく、様々な教育機会を活用、と文科省ももうここまで言っているんだけど、じゃあどうしてもちょっと財政的な支援、厳しいよとフリースクールに通わせている親、ご父兄の皆さんからそういう意見も踏まえて、ぜひとも国に、財政的支援も含めた、あとフリースクール的な支援も含めたことを求めていっていただきたいなということをお私からもお願いしたいと思います。

○委員 吉田正昭君

ごめんなさい、基本的なこと。不登校になって、フリースクール行っていますよね。これって義務教育ということで、中学校卒業までは義務教育ですよ。要は、義務教育を修了したということですか。というような証明等がないと、高校受験とか、いろんなことに差し支えるのかなと、ふと思ったんですが、これは板倉委員のほうが詳しいかな。どちらが詳しいか知らんけれども。卒業証書の問題になると、どうなるのかなと思うんです。

○参考人 船坂こずえ君

義務教育期間は、全く行かずとも卒業証書はいただけます。そして、フリースクールは今、ほぼ出席日数にカウントしていただけるので、ただ、やり取りはすごく細やかにしていただいております。うちの娘も毎月、担任の先生にメールでフリースクールの先生が状況報告を出席日数とともに、写真を添付したりなんかでしてくださって、たまに連絡事項で在籍校に行きますと、先生から「来ましたよ、メール」なんていうことを教えていただいて、やり取りちゃんとしてくださっているんだなという安心感もあります。

○委員 吉田正昭君

そうすると、一応フリースクールに通っていても、出席日数にはカウントされて、フリースクールに行っている子はカウントされるけれども、自宅に引きこもっている子はどうなるんですか。

○参考人 船坂こずえ君

そういう子はカウントされないですね。

○委員 吉田正昭君

カウントされない。

○参考人 船坂こずえ君

校長先生の采配で、どこまでをとというのはちょっと私も把握しきれていないんですけども、いろんな情報を得ると、本当に校門にドライブスルーのようにタッチをただけ、それを先生が声をかけるとか何かでしていただいて、確認が取ればもう出席とか。

うちの娘も、ひどいときは、みんなに会いたくなかったので、一日のうちの一番長い2時間目の10時半ぐらいにある放課のところで、校庭の隅っこに遊びに行くことがありました。それでもいいから来てねと言われて、行きましたけれども、今思えば、その出席扱いとフリースクールで勉学ではないけれども、何かしら学び得て帰ってくる彼女を見ると、どちらが有意義なのかなと思うと、やはり今の現実だと思っています。

○委員 吉田正昭君

そうすると、学校では教育というのを主にしているということで、先ほど言われたように、子どもたちの成長とか、社会に対する順応性ということは一切無視しとるというふうの学校はどのような扱いにフリースクールに行っている子、不登校に行っている子としては、先ほど言われたようなことですかね、学校はどのような感じになるのかな。

○参考人 船坂こずえ君

それは、先生方の受け取り方というか、受け止め方だと思いますが、ちょっと本当に話がずれて申し訳ないんですけども。

○委員 吉田正昭君

そうすると、要は、先生、担任の意識という問題も絡んでくるわけかな、不登校になるには。

○参考人 船坂こずえ君

大きいと思います。

○委員 吉田正昭君

ということだよな。

○参考人 船坂こずえ君

うちの娘が、先ほどお話しさせていただいたところで、何で生きなきゃいけないのと本当に涙ながらにぼつりと言ったんですね。うちの家は七宝の北部のほうなので、線路も自由に入るような柵しかないようなところもあったり、高層マンションがあったりで、小学校6年生ともなれば、ちまたのニュースでも自殺なんていうニュースが流れてきて、本当にもう目が離せない時期がありました。そういったことを担任の先生に報告しても、お母さん考え過ぎだからねというふうに言われたんですね。そういったことも踏まえて、ここには行かせ

られないなというのも私も思いました。

○委員 吉田正昭君

そうすると、フリースクールに行けば、単純に言えば、子どもたちは救われとるというような解釈ですよ。

もう一つ、フリースクールでは、例えば、僕らも勉強不足で何ですけれども、何を、教育的なことをするのか、社会順応性のことをするのか、遊ぶのも一つのもうあれかなと思うんですけれども、その辺、フリースクールの実態というのはどんなもんですかね。

○参考人 船坂こずえ君

それは、もう私も把握はできないです。本当に管理されている方、立ち上げた方の思いもあつたりで、全然分からないです。行ってみないと分からないです。

○委員 吉田正昭君

そうすると、本当、フリースクールの何カ所かによって、個性というか、あるわけですよ。そこを探す親の人も大変だよ。自分の子どもに合わせて、ここへ入れようか、あそこへ入れようかという形になるわけだよ。

そうすると、今の話、さっきちらっと出たんですけれども、交通費なんかも自前で行くわけでもんで、ちょっと遠い自分の合うようなところへ行こうと思うと、結構費用もかかるという。

○参考人 船坂こずえ君

そうですね。

なので、我が娘は、2万円の月謝に、1万4,000円の教材費、プラス学割をいただいていますけれども、定期、一番安い6カ月で名鉄と地下鉄を乗り継いで行っていますので、総額幾らかちょっともう計算するのやめました。かなりの額はかかっていると思います。

プラス給食がないので、お弁当なり、コンビニか何かで買うなり、いろいろなお子さん来ていますけれども、作ったりもしています。

○委員 吉田正昭君

月に大体幾らぐらい、概算でいいです。例えば今の話、教材費とか、月謝とか、定期とか、弁当、学校でいけば給食費の形になると思うんですけれども、そういうのを含めると結構な金額になりますよね。

○参考人 船坂こずえ君

そうですね。

月謝だけで3万4,000円、2社の交通費で半年で3万円から4万円ぐらいはかかっているんで、それを6カ月で割った額と、お弁当の食材費、光熱費、手間賃含めると、幾らぐらいですかね。7、8万円ぐらいになるんですかね。

○委員 吉田正昭君

なりますよね、月に。

○参考人 船坂こずえ君

でも、もうホームスクーリングでは、彼女は、うちの娘は、外に出たい、人と関わるのがすごく好きな人なので、それを奪ってしまうのは、それはだめだなと思ったので、背に腹は代えられないなということで、主人と話し合って、頑張ろうねということでやっていますが。

○委員 吉田正昭君

それで、例えば、今行ってみえるフリースクールでは、教材もあるということは、学業も教えて、勉学もしている。

○参考人 船坂こずえ君

そうですね。ただ、フリースクール、要するに無認可なので、教育基本法にのっとり教科書は使っていませんが、一応、うちの娘が行っているところは、専門の講師の方が大学とかからみえたり、地域で書道教室を開かれている方が「かきかた」的なお勉強をしてくださったり、算数の数学の先生もみえたり、アトリエを開いている方が絵画の授業をしてくださったりもしていますので、学校の教育にのっとりてはいないけれども、一応、教育は受けています。

○委員 吉田正昭君

そうすると、その講師の人とか呼ぶのにも、フリースクールの運営しているところは、お金を、謝礼を払っとるわけですよね。結構運営費もかかりますよね、そうなる。

○参考人 船坂こずえ君

この請願プロジェクトの愛知県版で岡崎でフリースクールをご自分で立ち上げている若い男性の方がみえるんですけども、やはり中途半端な人材を僕も雇いたくもないし、ちゃんとした資格なり、人格を求めるとなると、その人の生活も私自身の生活もかかっていると思うと、やはり、それなりの収入を得ないといけないねということで、申し訳ないけれども、やはり利用者さんには、そこはうちの娘よりも学費が高くて、次に3万5,000円だったかなとプラス交通費は別でもちろんかかっていますので。

○委員 吉田正昭君

それだけの例えば、いろんな学費とか払って、フリースクールって成り立つもんなんですかね、経営。僕らは経営的に考えちゃうんだけど、僕は。成り立つもんですかね。

○参考人 船坂こずえ君

成り立たなくて、消えていってしまうところももしかしたらあるかもしれませんが、その岡崎の方も、個人でやってみえたときは、本当にもういつなくなってしまうか分からないというところで、たまたまNPOをやってみえる方が声をかけてくださって、そこに一緒にという形で入ったから、今やられているけれども、その声がかからなかったら、もう今はなくなっているというのと、ほかの方ももう自腹を切って持ち出して……

○委員 吉田正昭君

そうすると、財政的な支援も受けられるは受けられる体制にあるということですかね。今の話、NPOに入って、個人でやっていると苦しいんですけども、NPOに入ればある程度の財政的な支援も入って成り立っていくという解釈でいいんですかね。財政的な支援というのはどうなんですかね。

○参考人 船坂こずえ君

NPOのことがあまり詳しくないのであれなんですけれども、賄えるほどの何かがあるのかどうか分からないですが、実際、お子さんを何人預かるかによって、スタッフの人数も多くなるのが必然的な問題だと思いますので、そのNPOを立ち上げることで、何がどうかちょっと私存じ上げなくて申し訳ないんですが。

○委員 吉田正昭君

もう一つ、フリースクールで、その子の才能を伸ばす、例えば音楽とか、絵とか、書道もあるじゃないですか、先ほど出た、そういう才能を伸ばすということがあればと思うんですけども、そういうその不登校になった、学校行けない、学校嫌だからという子が集まるということは、中には光る才能の子もいると思うんですけども、そういうのを伸ばそうと思うと、やはり外部の人が来て、育てなきゃいけないという形になるのかな。そうすると、やはり財政的支援というのは非常に大きいですよ。それがないと、今子どもたちも個々の個性を伸ばす時代かなと思っているもので、学校へ行くのも、やはり義務教育であるから必要であるし、学校行けない子がいたら、別のところで伸ばせばいいのかなと、私は思うんですけども、やはり財政的支援というのは非常に大きいわけですよ。

○参考人 船坂こずえ君

とても大きいと思います。

○委員 高阪康彦君

もう一つ、一つ聞きたいんですけども、今、おたくの場合はフリースクール行ってみえますかね。今、金額聞いてびっくりして、よく続けられたと思うぐらい、これは財政的支援ありがたいですけども、でも不登校の中に、裕福と言うと申し訳ないんですけども、そういうフリースクールへ通わせられるおうちばかりではないですよ。そうすると、フリースクールに通ってみえる方だけに財政支援するというのも非常におかしな話ですよ。

だから、もし、本当うちはもう公的なところも行きたくない、当然学校は行かれない、でもフリースクールいいところが近くであるけれども、うちはちょっと子ども、財政的にやれないという人もみえるわけですよ。そういう人はフリースクールに行かないから、財政的支援を受けられないわけ。この辺のところはどういうふうに解決したらいいと思われませんか。

○参考人 船坂こずえ君

その方が一家家で何をされているかというのも問題、気になるところではあります。家で

何もしていないのか、ホームスクーリングでお金をかけて何か勉強されているという証明が取れるのであれば、もしかしたら、そこにお金をつけてあげないと、不公平感も出てくると思いますし、やはり子どもというのは、何かしら学びを必要としていますし、欲していると思うんですね。ただそれをもう言い出せないというか、言葉ができないだけで、それを汲み取れる大人の力がないのかもしれませんが、絶対それは必要だと思うので、そういった外に出られないというお子さんにも、何かしらの経済的支援をすることで、鶏が先か卵がじゃないですけども、お金を出すことでフリースクールに通い出す子もいるかもしれませんが、反対に通い出したことだというのがありますけれども、やはり家にいる子にとっても何かの形で、ただ、やはり何ていうんですか、書類がないと、支給はされないと思いますけれども、なので、どういう形か分かりませんが、そういったものが必要になってくると思います。

○委員 吉田正昭君

家にいる子でも、今ITで、パソコンで勉強できるじゃないですか。なので、学校がもし勉強意欲のある子があれば、学校ないしそういう今ソフトというか、会社かな、あるみたいですよ。そういうところで調べれば、この子は家で勉強しとるなということも分かるはずだもんで、やはり、もう少し文科省の対応だよ、最終的には、文科省の対応がもう少し多様性を認めてやってくれるといいかなと私も思うんですけども、取りあえず、そんなところですよ。

○参考人 船坂こずえ君

ありがとうございます。

○紹介議員 板倉浩幸君

最後に、さっき冒頭に、私のほうから、不登校の蟹江町の児童生徒数をお伝えして、74名ということで、月によって30人切ったり増えたりで、若干異動はするんですけども、じゃ74名のうち、あいりすが10名前後しか通っていないと。フリースクールも、もっと公的支援、国の支援があれば、事業者、フリースクール自体もうちょっと増えていくんじゃないかな。

そうなってくると、あとじゃ74名のうち10名しか通っていない64名の児童生徒は何やっているんだと。本当だったら、そういう違う学びの場があるのに、経済的支援の問題、事業者が少ないということで通えていない子もやはりいるんじゃないかなと思います。

そんな中で、国がやらないからということで、自治体でももうやはり必要だということで、自治体がおのおのやっている、全国見ると。それ資料もつけておきましたけれども、やっている自治体もあります。事業者に補助している市もありますし、フリースクールに通っている子に対して月何万円とか、年間払ったりしているところもあります。これをもう少し国が支援を充実させていただければ、自治体でわざわざやることもないと思いますので、まずは国のほうでお願いしてやっていただきたい。先ほど吉田委員からもあった、文科省がもう

ちょっと動いてくれるといいかなと思います。それが一つの請願のきっかけにもなると思いますので、ぜひ賛同していただけるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

いいですか。

(なしの声あり)

それでは質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これにより、討論に入ります。

先に、この請願に反対者の発言を許します。

○委員 高阪康彦君

今の流れの中で、当然こういう社会に変わる僕らの時代に比べて、親御さんの意識も変わって、子どもさんは少子化でやはり大事な子どもで、それを育てなきゃいかんという、この出てくるのは当たり前で、これは賛成するのは当然だと思いますが、私が思うように、やはり不登校ありきが先にあるように、さっきの話、学校行かなくてもいいというか、不登校ありきがあるというところに、非常に僕は問題があると思うので、そここのところをまず先に直して、直すというか、そこにまずさっきも言われたように、先生を増やすなり、ソーシャルワーカーですか、スクールカウンセラーですか、増やすなり、まず不登校になる芽を先に摘み取って、不登校者をなくすることが一番大事であって、よしんばできた場合には、やはり公的なそういう機関があるので、そこで、ある程度、維持できるように。

まず、確かになられた方が非常に不登校の子どもさん、なられた方は、非常に困ってみえる、支援をするということも必要だと思うんですが、そのやり方において、さっき言われたように、やはりばらつきが出てくると思うんですがね。

ですから、今、ここで、いわゆる文科省もそのような政策を取っているというような話もあるし、今、僕はこの請願に賛成して、経済的支援を行うというところについては、まだちょっと早いのではないかという感覚ですね。もう少し待ったほうがいいのかなという感じで、取りあえず、この請願に私は反対をいたします。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

それでは、次にこの請願に賛成者の方の発言を許します。

○委員 吉田正昭君

いろんな、今、先ほども言いましたように、多様性の生き方があるというふうに思っています。だから、不登校になった原因もいろいろあるかと思うんですが、原因よりも、前を見つめて、先に進むことを今考えたほうがいいんじゃないかなということで、この請願に賛成

します。

○委員長 飯田雅広君

板倉さん、いいですか。

○紹介議員 板倉浩幸君

私のほうからも、賛成という立場で討論するんですけども、今、いろいろ議論されて、不登校の問題は解決しなければならないというのは、僕らも分かっております。今、普通に小中学校に通えている子どもたくさんいますし、時代との流れであらゆる環境に対応できない子ども、不器用な子ども、今、やはり増えてきている状況で、そんな社会が今現状であります。

子どもの居場所づくりというのは本当に大変必要なこともありますし、フリースクールに通う子が前向きになって、社会に進出してくれるのも一つの教育もそうですし、そういうことも含めて必要だと思います。

出席扱いにカウントを、校長先生の判断で出席扱いになるんですけども、そういうことも含めて、ソフト面的な支援はやはり必要ですし、あと、フリースクールに通う親御さんたちの経済的支援も必要であると思います。

そういう面を含めて、経済的支援や、また国の政策も含めた改善を図っていただきたいと思っておりますので、この請願に賛成といたします。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

他に討論のある方いらっしゃいますか。

いいですか。

(なしの声あり)

では、以上で討論を終結いたします。

これより挙手により採決をいたします。

請願第2号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書」は原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、請願第2号は原案のとおり採択されました。

(請願者退席)

それでは、請願第1号「海翔高校を存続させるための意見書」提出を求める請願書」を議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

誰が答えるんだ。

○委員 板倉浩幸君

おらのだけれども、前回、継続審議に……

○委員 吉田正昭君

質疑じゃなく、勉強ということで、討論でいいんじゃないか。質疑は答える人がいないから、おのおのの考え言ってもらって、それに対するとか。

○委員長 飯田雅広君

そうでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

じゃ、質問というより、今現状どうなんだということで、前回9月議会に請願出されて、継続審査されている状況で、このままずるずる行っても、もう本来だったら9月のときにどっちか決めてもらったほうが、僕も今の段階でも思っていますし、海翔高校、3年後でどうなるかというので、一刻も早くどちらかで意思表示したほうが今でもいいかなと思っています。そういうことで、どうなんだと。このまままた継続でどうなのという感じは、今のところ僕はあります。

○委員 吉田正昭君

せっかく出た以上、現場も見たいなという、学校も行って見て、もっと検討してみたいなという考えも持つとるんですけれども、やはり今、板倉議員が言われたようなことも、私も実はよく考えているもので、採決したほうが早いのかなという気がします。

○委員長 飯田雅広君

ほかに何か意見ある方いらっしゃいますか。

○委員 高阪康彦君

あれから何か変わったということはありませんか、9月から今までの間に。その問題に関して。

○委員 板倉浩幸君

一応、大井さんのほうから、請願者ですけれども、あの後も県に交渉もしているみたいで、あと署名も集めていまして、集まった分だけでも今でも届けているみたいです。3つの自治体、請願出しているわけなんだけれども、そういうことも含めて、今後の活動って、それからどうしていくかというのが今の状況じゃちょっとしぼんでいると言ったら、かわいそうだけれども。

○委員 高阪康彦君

その請願が出されているところは分かったんだけど、その請願受理するとか、認めたところはあるのか。例えば、海部郡だと。弥富と飛島と蟹江。

○委員 板倉浩幸君

飛島と蟹江。

○委員 高阪康彦君

大治は。

○委員 板倉浩幸君

飛島は意見書を一応出したみたいで、本元である海翔高校がある弥富は、意見書、蟹江町と同じ、同じじゃないな、蟹江町はまだ継続で、弥富については否決されています。

○委員 高阪康彦君

何で弥富は否決したんだろう。

○委員 板倉浩幸君

単純に、もう決まっとることだからと。文句言うこともないだろうということがある。

○委員 吉田正昭君

愛知県も、いろいろ今考えとるみたいだもんで、県の方針に沿ってということになるかなと私も思っとるもんで、早く決めますか。

○委員 高阪康彦君

愛知県は何か不登校の高校をつくろうって話じゃない。

○委員 板倉浩幸君

そういうのも出てきているね。あと中高一貫校の。

○委員 高阪康彦君

中高一貫の案も出ているけれども、不登校の学校をつくろうと言っていた。

○委員長 飯田雅広君

じゃ、討論しますか。討論なしでもいいですかね。

(なしの声あり)

討論もなしにしますので、それではもう採決を。

それでは、これより挙手によって採決いたします。

請願第1号「海翔高校を存続させるための意見書」提出を求める請願書」は原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手少数です。したがって、請願第1号は不採択とされました。

暫時休憩といたします。

(午前10時00分)

○委員長 飯田雅広君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時08分)

○委員長 飯田雅広君

理事者の皆さん、大変お待たせしました。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

皆様、改めておはようございます。

総務民生常任委員会開会前にご挨拶をと思ったんですが、請願で大変ご苦労さまでございます。

今日の新聞ご覧になったと思いますけれども、愛知県知事から発せられました独自の宣言ということで、この辺もそうでありますけれども、なかなかコロナの感染が収まらない状況なんですけれども、我々としてもできることは、しっかりと自分で防御をして、そしてできるだけ混雑したところに行かない、といっても、我々はそんなわけにいかんもんですから、今日もそんな会議があるようでありますけれども、十分注意して、感染の拡大防止に努めたいというふうに思っております。

今日、請願入れまして、10項目ございます。いずれも本当に大変重要な議題でありますので、慎重審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

ありがとうございました。

それでは、議案第53号「蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明ありますか。

○総務部長 浅野幸司君

議案第53号の件でございますけれども、1件の内容の訂正のご報告でございます。

先般、初日におきまして上程させていただきました本議案の内容につきまして、一昨日の夕刻、内容の不備が判明をいたしました。取り急ぎ、昨日、差し替え用の議案を全議員の方にご送付いたしまして、本日のご審議前に、訂正内容をご説明をさせていただくことといたしました。

議員各位には大変深くおわび申し上げますとともに、今後は再発防止を徹底いたしまして、しっかりと、また上程議案、整えてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、訂正内容の詳細につきましては、この後、主務課長より最初にご説明をさせていただきます。慎重審議のほうよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○総務課長 藤下真人君

それでは、失礼します。このたびは申し訳ありませんでした。

それでは、議案第53号「蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」の附則第8項、議案では4ページ目の内容に不備がありましたので、ご説明を申し上げます。

この議案の附則第8項の条文は、蟹江町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する内容を記載しております。その中の引用条文について、本来含まれるべき条例等が3本あるはずのところ2本のみとなっておりますので、引用条文を追加する訂正をさせていただきます。

正しい3本の条例等は、「蟹江町情報公開条例」、「個人情報の保護に関する法律」、「蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例」。今回、制定の議案を上げさせていただき、この蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例が含まれておりませんでしたので、引用条文と字句の訂正も併せて、別添の正誤表のとおり訂正させていただきます。

今回のこのような誤りについて深く反省し、また課内におけるチェック体制を再度見直させていただきます、再発防止に努めてまいります。

以上で報告を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明等が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

今回、個人情報の保護の法律の改正に基づいてなんですけれども、ちょっと分かりにくいんですよね、なかなか。率直に言って、簡潔明瞭に言うと、どこがどう変わって、その辺、制定要点もあるんですけれども、もうちょっと分かりやすくお願いしたいと思います。

○総務課長 藤下真人君

それでは、今回の蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、どのような改正かというご質問いただきましたので、ご説明させていただきます。

まず初めに、そもそもこの個人情報に関するものについての背景になるんですけれども、初めは地方自治体のほうで機運が高まりまして、個人情報について保護していく流れというのが地方自治体のほうから、まず流れてまいりました。その後、国のほうで法整備をしていくという形で、実は今、この個人情報の保護に関する法律や条例というのが4種類に分かれている状態であります。

1つ目が国の行政機関である行政機関個人情報保護法。独立行政法人等では、独立行政法人等個人情報保護法。民間では、個人情報保護法。そして、地方公共団体で、蟹江町にもあります蟹江町個人情報保護条例。

こういった、大きく分けて4つの個人情報に関する法や条例がそれぞれの考え方で制定されておりましたので、それを国、一つの、統一の見解でまとめるということで、今回法律が改正されましたので、それに伴いまして、蟹江町が今まで使用しておりました個人情報保護条例というのを廃止をさせていただいて、法律の施行条例という形で運用していくという形で、この条例制定をさせていただいたということになります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

単純に、今まで蟹江町保護条例ありましたよね。あと民間にもあるのかな。それで、そんな下で、ばらばらで保護条例があったんだよね。それを一括して、もう国がこういうやり方でまとめちゃって、法律で施行するという解釈でいいんだね。

そうやってきた段階で、最初の第2条のところ、もう開示決定等の期限とかもいろいろ、30日から15日、本町で15日以内とか、延長の特例についても60日から45日にするとか、ほかに変わっているところもありますよね。国の法律施行条例で、この辺が変えなくてはならなかったというのが、もうちょっといまいち分かりづらくて、その辺お願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、今回の法律施行条例の中での変更点や制定した内容、変わらなかった点というところで、地方自治体に委ねられた選択するところがありましたので、それについてご説明させていただきます。

1つ目、第2条の開示決定等の期限につきまして、こちら国のほうでは30日、開示請求がありまして、公開するにあたって、私たち蟹江町が開示請求者に対して、開示する期限というのが30日まで選択することができるんですけども、もともと15日というところで条例は、蟹江町は運用しておりました。

また、開示請求者に対して、こちらが30日間という期間を設けますと、速やかにサービスを提供できないということもありますので、現行どおりの15日に設定をさせていただいたということです。

また、その第三者への情報提供等に係って延長する30日間というものがあるんですけども、その特例についても、最大60日あるんですけども、蟹江町の施行条例については、45日間ということで、できるだけ速やかに請求者に対して、個人情報の開示決定ができるような形で条例を制定させていただきました。

また、手数料につきましても、現行どおり、写しの交付をA3片面で10円というところを現状の条例と同様な金額で制定させていただきました。

あと一つ、少し地方自治体のほうに委ねられていた件につきましては、開示請求に対する手数料ですね、請求するに対しての手数を設けるかどうかということもありました。それについては、蟹江町としては、広く住民の方に情報を公開するという意思で、手数料は取らないという判断を取りましたので、こちらの条例には手数料は無料という形でしております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

開示決定の期限については、今まででも15日なんですよね。法定で最大30日できるだけ

れども、蟹江町自体はもう最初から15日、その辺は変更ないということで。

あと、今まで、その手数料の話、僕もこの間、開示請求して、ちょっとまた取り下げちゃったんだけど、あのときでも1枚10円だと言っていたやつが手数料的にはもう全くなると、ちょっとその辺がゼロとするとは。

○総務課長 藤下真人君

分かりづらい説明をして申し訳ありませんでした。

写しの交付につきましては、1枚につきA3サイズで10円で交付というのは、現状と変わりありません。

先ほど申し上げた開示請求に関しての手数料というのが議論の一つありました。ですので、そもそも開示請求をするにあたって、手数料がかかるのか。その中で写しを交付するときに、実費負担をするのかというところで、手数料の議論があるんですけども、繰り返しますが、まず請求するに対しての手数料については無料という形で、写しを交付するにあたっては実費という形で、A3、1枚当たり10円を頂くということは、これは現行と変わりありませんので、ですので、全て手数料も無料というのも現行変わりませんので、条例としては変わらないということです。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

ほかに質疑ある方いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第53号「蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」は原案のとおり決定をいたしました。

それでは、次に、議案第54号「蟹江町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は。

○委員 板倉浩幸君

今回、単純な質問というか、高齢者部分休業とは何か。そもそもそれが分かんなかったんですけれども、お願いします。

○総務課長 藤下真人君

今回、制定をさせていただく高齢者部分休業というもののそもそもの背景というかを申し上げさせていただきたいと思います。

高齢職員の多様な働き方の確保ということで、若い世代で育児をしている方については、育児の部分休業というものが既にありまして、運用しておるんですけれども、高齢者につきましても、そういった制度がないと。

なぜ高齢職員の多様な働き方の確保が必要なのかと申し上げますと、今後、退職した後に地域に戻って活躍するために、例えば、町内会活動に参加するところを、初め制定の中で考えられたものがいきさつとなっております。

今回、蟹江町として制定させていただいたきっかけになりますが、また後で議案を提案させていただきますいております、定年延長になります。今、現行では定年は60歳になるんですけれども、今後10年かけて定年が65歳に伸びることにあたって、60歳以降の働き方について多様な働き方を職員にも必要だということで、この高齢者部分休業を5分単位で取れるように制度設計をさせていただきました。

例えば、3世代で介護をしている高齢職員の方もみえた場合には、そういったところでの活用というところも視野に入れながら制定させていただきましたので、以上となります。

○委員 板倉浩幸君

あと、職員の定年延長の話も絡んでくる部分で、今まで60歳なのが65歳になる条例改正もあるんですけども、その中で、5年前から規定とするということで、先ほど答弁あったように、60歳以上、あと定年までを、今までだと、勤務時間をざくっと5分単位で取得できるとなっているんですけども、今まではどんなふうになっているんですか。60歳以上がないか。ちょっとその辺、お願いします。

○総務課長 藤下真人君

今まではこういった制度が全くありませんでしたので、こういった要望があれば、年次有給休暇を取得して、年次有給休暇の場合は1時間単位になりますので、そちらを取得するという選択のみとなります。今回この制度をすることで、選択肢を増やすことができまして、一般的に国のほうの指針でも5分単位で取ることができるということで柔軟な選択肢をつくりなさいという指針も出ておりましたので、それに基づいて、当町も5分単位で取得できるような形を制定させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

実際、でも、今まで特に再任用で休業1時間単位だったのが5分単位で、5分単位にしてそこまで細かくする必要ってあるのかな。残業だと、結構今、昔は30分とかやっていて、今本当1分単位とかいう話になっているけれども、その辺どうですか。

○総務課長 藤下真人君

議員のおっしゃるとおり、制定するにあたって、当町でも検討してまいりました。

例えば、育児の部分休業については、実は30分単位で取れるということになっておりまして、当初、検討の中では、この高齢者の部分休業についても、30分単位のほうがいいのかという議論もありましたが、先ほど申し上げたとおり、国のほうの指針でもより取りやすい環境整備をしろという指針もありまして、5分単位というところが指針でもありましたので、それに基づいて、当町としても、より取りやすい環境を整えたいということで、5分単位ということを採用させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

では、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号「蟹江町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」は原案のとおり決定をいたしました。

それでは、議案第55号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑は。

○委員 板倉浩幸君

今回、来年4月に、私たち、議員の選挙もあるんですけども、公費負担、前回改正して今の選挙運動の自動車の指定は1万5,800円を前にもうなっているんですよね。そんな下で、増えれば、僕らの実費も減るで助かるんですけども、改めて、今回また何でポスターからビラからみんな引き上げているんですけども、この背景とは何があるんですか。

○総務課長 藤下真人君

議員のお話にもありました、蟹江町としましては、まず令和2年に条例を制定させていただいて、その後に今回改正ということなんですが、その背景につきましては、国の公職選挙法の施行令のほうで改正がありましたので、それに伴いまして、同一のその流れに沿いまして、条例を改正させていただくという流れです。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

国のほうが引き上げたから、そのまま蟹江町も、と。

国って何で引き上げたんだと思いますか。ちょっとお願いします。

○総務課長 藤下真人君

ご説明させていただきます。

まず、背景につきましては、既に令和2年に制定させていただいたところでも、まず町村議会の議員の成り手不足というのにも、やはり全国的には、地方のところでありました。その中でやはり議員に立候補するにあたっての経費負担の軽減という議論がありました。その中で、今まで町村の町村長と町村議会の議員の立候補については、この公営負担というものが制度がありませんでしたので、そういった立候補しやすい環境を整え、広く広げることがきっかけとなっておりますので、国が施行令で変更したものに対して、町もその背景に賛同して改正をしております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

今、答弁あったように議員の成り手不足、今まで町村は本当自己負担でしたんだよね。結構ちょっと大変だったんだけども、それが要らなくなる、この範囲だったら全く要らなくなるよということで、大変いいんですけども、実質それが本当の意味で成り手不足の解消につながるかというのはちょっと疑問符もあるし、ただ後でも出てくる議員報酬の話も絡んでくると思う中で、引き上げて、国もそういう意味で、国が本来そういう背景だったのかな、本当の意味で。そうやってちょっとでも上げて、成り手不足を解消していこうという国の方針を出したんだけども、実際にじゃ上げればいいのかもんなのかなというのは、ちょっといまいちどうなのかなと。これにどうのこうの言うわけじゃないんだけども、その辺、補足的に何かあったらお願いします。

○町長 横江淳一君

補足になるかどうか分かりませんが、実は今日、この委員会があるということをだいぶん前から分かっておりまして、この条例の審議が総務民生常任委員会で行われるということを経験して、昨日、一昨日と、実は全国町村議会のいわゆる議会会談がありまして、事務総長さんが望月さんといわれる方なんです、副町長のほうが面識がおありになりますし、平成12年から15年まで愛知県の総務部長やってみえて、その後2年間、三重県の副知事をやられ、自治行政局に帰られて、今はこの事務総長ということで、全国のいろんな情報を固めてみます。

今日、資料、実は事務局長にもお渡ししましたので、一度ちょっとお読みください。

我々も、やっとアポが取れまして、これに間に合うように、何とか昨日行ってとんぼ帰りで帰ってまいりましたけれども、非常にやはり、市はちょっと置いといても、町村は危機的な状況であるということはおっしゃいました。今、全国町村というのは926町村、全体で1,730、40町村前後もあるんですが、そのうち、町村は926町村なんですね。そのうちの大半と言っていいぐらい定数割れの危険が十分あるということで、地方自治がこれでいいのかということが実際問われているということを知っています。それで、全国の町村の代表が集まって、いろんな会議をしておられるわけですが、まずはやれるところからやってみようじゃないかと、市についてはもうそういう措置がしてございますけれども、小さな町になればなるほど、やはり声を大きく広げたいので、できればやはり議員さん出てほしい、ましてや首長選挙より議員選挙のほうが定数割れが多いという実情が如実に出ておりますので、しっかりデータを見ていただきながら、やっていただける。ですから、どこの自治体もそういう状況になっているというのが現実なので、それが背景にあったのではないかとことを思います。

それで、今回このことに関しても、自民党の選挙調査会の委員さんともいろいろお話をしながら、日本全体的に、市も巻き込んで、抜本的な法改正が必要じゃないかということが言われているということも、昨日聞いてまいりまして、1時間ぐらいの時間になりましたが、これは皆様方に、参考になったかどうかは別として、そういう資料をちょっとお持ちいたしましたので、ちょっと一見見ていただいて、またご意見いただけるとありがたいと思います。

すみません。よろしくお願ひします。

○委員 板倉浩幸君

今町村の、まだ926町村もあるんだね、町村だけで。そういうことも僕もちょっと認識不足だった。市は除外してという話で、926町村なんだけれども、これ、市って同じですか、ちなみに。どうなんですかね。

○総務課長 藤下真人君

正しい資料、ちょっと持っていないんですけども、金額等については異なっております。

○総務部長 浅野幸司君

では、私のほうからも、ちょっと私、少し手持ちの資料がございますので、少し補足でご答弁します。

まず、市議会議員の選挙をこれ供託金の関係なんですけれども、市議会の議員選挙ですと30万円、それから市長選挙になりますと100万円ということで、町村長の選挙が50万円、町村議会の議員の方の選挙の場合、供託金導入15万円ということになって、やはり明らかに市議会、市長選挙とはちょっと内容的には異なるかなというところは認識しておりますけれども。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

供託金、次からかかるんだよね、僕らも。15万円だったっけ。供託金が違うから多分この辺の公費負担も若干もうちょっと高いのかな。その認識をしておけばよろしいですね。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑がある方いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

では、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号「蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、議案第56号「蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正等について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑がある方いらっしゃいますか。

○委員 板倉浩幸君

今回、先ほどの保護条例と同じで、もうすごい長いやつで、簡潔明瞭にいくと、定年延長が主な条例改正ですよ。

そこで、先ほど保護のときに、高齢者のか、そのときにも出たんですけども、そもそも、令和5年、来年度からですよ、かけて10年で定年延長5歳引き上げていくということがあるんですけども。その10年にした理由というのがちょっといまいち、何で5年じゃないのという感じもあるんですけども、その辺、もう早々に65歳に、年金がもらえるのも65歳ですし、その辺、10年かける理由ってありますか。あるから、10年なんだけども、その辺をお願いします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、5年ではなく、10年かけての定年延長の引き上げについての理由をご説明させていただきます。

以前、国において、制度設計に関しても、いろいろな議論がなされておりました。短期間で制度が完成されると、制度上の不都合が出てくる可能性も想定されます。また、関連する条例改正が多く、多岐にわたるため、国の指示に基づいて、町としても慎重に運用していくということになるんですけども、その中で、2年ごとという理由につきましては、2年に一度、退職を迎えるとなると、1年は退職がゼロの年が生まれる。隔年で退職になっていくというのが10年かけてということになるんですけども、その中で、毎年、例えば、令和5年に61歳定年にします。翌令和6年に62歳にしますとなりますと、実は年齢は1年ずつ重なっていきますので、退職者がゼロが5年間続いてしまうこととなります。ですので、2年ごとに、退職を上げることによって、ゼロの年を隔年にするということがありますので、それで10年かけて。

それと、定年が延長になっていくので、退職者の数が減らない中で、その中でも指針としては、新規の採用についても考慮しなさいということもありますので、そういったことも踏まえまして、10年かけて定年を5歳上げていくということになります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

確かに、5年でやると、5年間、退職者ゼロになっちゃうんだよね。そういうことで、10年、1年間を置きながら上げていくということで、あと、この条例の改正の中にもあるんですけども、今まで再任用で60歳から65歳まで再任用で働いて、それを定年前再任用短時間勤務職員に改正とあって、そうなってくると、再任用と同じですよ。昔で言う再任用職員をいつから取れるようになるんですか、これで65歳までにしたら。

○総務課長 藤下真人君

非常に、言葉も2種類ありますので、ややこしい改正になっておるんですけども、基本

的に中身については変わらないというのが大前提になっておりまして、今までの現行の再任用につきましては、60歳で定年を迎えますので、それまで、再任用のあった制度というのは年金支給が開始するまでの期間について再任用をできるということで、本人の希望に基づいてできるということになっておりまして、過去、例えば62歳で年金支給だった場合については、61歳、1年間の再任用の任期の期間ですという方もおみえになりまして、ちょうど今ようやく65歳まで、5年間再任用の期間ができてきました。それが再任用制度という運用をさせていただいておるんですけれども、それが定年延長が2年に一度延びることによって、定年が61歳になったときには、60歳で、本来、昔はというか、今現行、定年ということで再任用だったものが、この制度が定年延長が始まったとして考えるならば、61歳以降が再任用という考え方になるんですけれども、60歳で再任用を選択することもできるということで、定年前再任用という言葉が生まれまして、内容自体は変わらないんですけれども、その定年延期、段階的に定年が上がっていくことに関して、再任用になるタイミングで言葉が変わってくるということになります。ですので、最初に申し上げた再任用の運用自体は、内容的には変わらないということになります。

以上です。

○総務部長 浅野幸司君

すみません、私のほうからも、ちょっと補足でご説明します。

今、総務課長、ご説明させていただいたように、定年の年齢が現行の60歳から65歳まで段階的に引き上げていくというところなんですけれども、例えば、定年が62歳に、仮に定年になる世代だと、62歳の定年の年の前のところを定年前再任用の制度、62歳の定年後のところは暫定再任用制度という扱いをするわけですね。ですんで、呼び名が定年を境に、60歳以降、定年までの期間が定年前の再任用の制度で、定年が62歳だとすると、定年以降の65歳までの間が暫定再任用制度という呼び名をしないとということで、今までは60歳を超えると、本人が希望すると、蟹江町としてどこかの職場をあてがわなあかん、本人が勤めたいという希望が出た場合は、再任用という形を取りまして、65歳の年金もらえるまでは、どっか職場を再任用の制度を利用しながら、配属させとったんですけれども、今回のこういう延長、定年が延長される制度に伴って呼び名が変わるんですけれども、中身の運用は一切変わりございません。

60歳以降は再任用なんですけれども、定年を境に、それ前なのか、後なのかで呼び名が違うというところがこれ内容の簡単なご説明だと思いますので、ご理解のほうよろしくお願ひ申し上げます。

○委員 板倉浩幸君

そうなってくると、65歳までに移行しちゃったら、もう65歳で終わりなんだよね。その前に、さらに5年間は取れる、5年間は再任用……ちょっと文言が難しいで言えない、再任用

で5年前から取れるよ、60歳から取れるよと。

その再任用制度を選択しないこともできるんですよ。その辺で、60歳から65歳の職員、特に、課長、部長、次長含めて、その辺がじゃ残れるよとなった場合に、何か今までの職員が再任用でおりながら、昔部長と呼んどったのに、ちょっといまちその辺がどう、職員に対して。

○総務部長 浅野幸司君

非常に退職という、定年退職というのは僕はすごく響いてくるわけでございますけれども、そういう面で、すみません、私のほうからご答弁させていただきますけれども、今、総務課長のご説明で、これから65歳まで定年がずっと段階的に延長されるということでございますけれども、それで給料は定年後は7割、いわゆる役職定年、例えば部長職の私みたいな職員が定年後に、定年を迎えた後は給与7割に減る。今の制度設計ですと監督者職、いわゆる係長、課長補佐職級を視野に定年後の職を与えるということなんですけれども、今、板倉議員ご指摘のことが非常にこれ、蟹江町のこれからの人事として、大変重要などこなんですけれども、先ほど来のご質問ありました再任用で手を挙げた職員と、定年を延長されたことによって定年までの60歳で役職定年を迎えた職員との職の中身、仕事をしていただくような中身に差をつけないと、再任用の職員ですと、級でいくと2級ぐらいに下がるんですけれども、7割減る職員は課長補佐、係長級ですと、それ以上の級になるわけなんですけれども、そこでしっかり給料の額が違うもんですから、当然その職を与える、職のほうの重要性、重さも給料に比例して与えないかん。そこら辺のところ非常に私ども蟹江町以外の自治体も全部同じ問題を抱えとるんですけれども、そこら辺をどうするかということが今後の町の人事としての課題だと私は認識をしています。しっかりそこら辺を、職をきっちり分けて、役職定年を迎えた職員については、ちゃんとそれに合った役職に合わせた職を持ってもらわないかんだろうし、僕はもう再任用でいいやと言って、従前の再任用と同じ扱いの希望をした職員については、それ相応のお仕事があると思いますんで、そこら辺の区分けを、全然給料が違うから何やあれいうことになっちゃったらいかんもんですから、そこら辺をしっかりと人事当局としては、これから具体的なところで固めていかないかんというところでございますので、また、何かの機会に、そういったご報告もさせていただくかも分かりませんが、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

本当、課題だよ。再任用に、職員もそうですけれども、職を取って再任用するのか、定年までいる扱いにするか、すごい悩むところだよ。それが給与に関係してくるよというんだったらなおさらで、その後、どんな、どこへ配属をするのかという問題も含めて、簡単には解決というか、難しい面もあるけれども、ちょっとその辺は今すぐということじゃないと

思うので、ちょっとよりよく定年前再任用も含めて考えていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑ある方いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(なしの声あり)

ないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号「蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正等について」は原案のとおり決定をいたしました。

それでは、議案第57号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

すみません。先ほどから議員の特に町村の成り手不足の問題も含めての議員報酬の部分なんですけれども、初日のときに、議員報酬と特別職って何でくっついているのという質問をしたんですけども、中身については同じ内容ですし、分からないこともないんですけども、じゃ、特別職と議員と同じ条例にすると、何かこんがらがって、今までくっついていたんですけども、どうなのかなということもあって、ちょっともう一度検討していただきたいと思うし、あと、簡単にするのは本当いいと思うんですけども、実際同じものなのかなということもあると思います。

今回、何を言いたいかというと、後から出てくる職員の給与の関係も含めてなんだけれども、それもそうなんだけれども、職員については、人事院勧告に基づいて上げるんですけれども、特別職や議員は準じるわけじゃないんだよね、実際に。特に町長、僕ら議員もそうですし、町民から選ばれてなっただけで、なっているんですけれども、その辺をどう見るって、本当に人事院勧告に基づいて、単純に引き上げちゃっていいのかなという、ちょっとその辺

の疑問がありまして、その辺お願いしたいと思います。

○総務課長 藤下真人君

まず初めに、議会の初日にも、まず一つにまとめさせていただいた理由というのはご説明させていただきました。その中で、職員に関しては人事院勧告に基づいて法律が改正されてというところも、その人事院勧告につきましても、時代の流れ、または企業の中での経済状況だったり、給与、そういったものを鑑みて、人事院勧告にしておりますので、また、それを踏まえまして、議員の皆様や当町の特別職についての報酬についても、もともとの報酬の成り立ちについても、その時代の背景また蟹江町の財政規模等を鑑みて、制定されていますので、そういったその中での現在の経済状況に基づいて、上がる場合については、それに準じて上げるべきだと判断しておりますので、ご理解いただけたらと思います。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

人事院勧告は引き上げたということ、民間が本当に上がっているかという、ちょっと疑問符も本当はあるんだけど、こんな今の現状も含めて。

じゃ、実際に、蟹江町の議員で今回0.05を上げるんだけど、町長含め、議員の報酬の引き上げてどのぐらいになるんですか。

○総務課長 藤下真人君

まず、影響額につきましては、今回、議会の議員の皆様と特別職の常勤のものの給与での影響額につきましては、総額、約43万円になります。ですので、それぞれ皆様の役職に応じて、個人につきましては、それぞれ差がありますので、変更になってきますが、大体およそにつきましては、1人当たり、議員の皆様ですと2万円弱になります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

全体で43万円、議員で1人当たりで2万円弱ぐらいかな、ちょっと、議長、副議長、いろんな手当が報酬的に若干違う面がある。ちなみに、町長と副町長、教育長ってどのぐらいなんですか。別に言ってもいいでしょう。

○総務課長 藤下真人君

およそ5万円前後になります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

平均だよ。報酬が違うもんね。

○総務課長 藤下真人君

はい、それぞれ報酬が。平均です。

○委員長 飯田雅広君

ほかに質疑がある方いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

では、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案の反対者の発言を許可いたします。

○委員 板倉浩幸君

議案第57号の、ちょっと長いので、議員と特別職の報酬、期末手当の一部改正について反対の立場で討論いたします。

今回、議員及び特別職の期末手当の引き上げであります。先ほど申したように、職員の人事勧告に準じて行われます。で、公務員の職員の皆さんと、私たち町会議員、また特別職がある意味全く違うと思いますので、その辺がいかかなものかという考えもあります。人事院勧告に照らし合わせても、一般の労働者の賃金がそれほど引き上がったという実感もない状態で、なおかつコロナ禍、物価高で町民の皆さんが本当に苦しんでいる中であり。この引き上げること自体が町民から理解ができるのかという問題は、職員は別ですよ、理解できるということがある、得られるのかなということ、ちょっとやはり賛成ができないと思います。

一部、しかしながら、議員について、蟹江町においても、先ほど町長からもあった、町村についても成り手不足が深刻化している中で、蟹江町の議員報酬について、町で単独で見ても、高い、低い、そこまで低くもないし、高くもないと思います。そんなことを考えると、実際に町民から選ばれている私たち議員として、引き上げることが本当に妥当かどうかという問題もありますけれども、報酬自体どうなのかという成り手不足を解消するのにあると思いますので、このところ、議員報酬については、今の状況を踏まえて、引き上げを見送らないし自粛したほうがいいんじゃないかなということをおもいますので、このような理由について、以上で反対討論といたします。

○委員長 飯田雅広君

次に、議案の賛成者の発言を許可いたします。

○委員 石原裕介君

新風の石原です。賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、議員及び特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給割合を引き上げるために、必要な条例の改正であり、適正なものと考えますので、賛成いたします。

○委員長 飯田雅広君

他に討論のある方いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

討論がないようですので以上で討論を終結します。

これより挙手により採決いたします。

議案第57号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

それでは、次に、議案第58号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願いを申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑がある方。

○委員 板倉浩幸君

職員に関してなんですけれども、初日の日に会計年度ってどうなっているのということを質問したんですけれども、年度途中だから、翌年度にということなんですけれども、実際それでいいのかなど。最低賃金も上がっている中で、年度途中、遡るか、もうそれも必要かもしれないし、年度途中でも、ちょっとその辺を含めて、職員、会計年度職員、同じ職員ですので、その辺をもうちょっと考えていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

それでは、初日にも答弁させていただきましたが、まず、今回は給与改正で上がるということもありました。前回につきましては、下がる改正ということがありましたが、理由としましては、初日に申し上げた理由に基づいて、改正をしないということで、やらせていただいております。それにつきまして、もう一度、説明させていただきますと、会計年度任用職員というのは、1年の任用期間ということで、まず任用条件を示させていただいて、それに基づいて、その中にボーナス等の手当についても明記させていただいて、それで任用を出させていただきますので、それに基づいてさせていただきますと思います。

また、この改正につきましては、3月にまたパートタイムにつきましては、上げさせていただいて、新年度でまたその任用についてはさせていただきますと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そういうことで、年度途中だということも、理解はできないことないんだけど、仮にですよ、年度途中、今入ると、引き上げる前の状態ですよ。なっていくと、最初に言った最低賃金上がった中で、これって確保できているんですか。新しい会計年度職員。分かるかな、意味。

○総務部長 浅野幸司君

今のご質問は会計年度の職員の人件費の関係でよろしいですか。

人件費につきましては、当初予算の段階で、ある程度その原課、担当課のほうのそういう業務による配置をほぼ年度当初で決めておりますけれども、年度途中、今、コロナの関係で、去年、一昨年、いろいろ急きょふっと膨大な事務が市町村のほうでやらなきゃいかんケースが出てきた場合に、会計年度職員、一時的な年度の職員のところで、雇用はするケースがございます。当初、組んでいる人件費の中で入り繰りが何とかできるようであればよろしいんですけれども、そうじゃない場合は、従前、補正予算等で、しっかりご説明しながら、予算のほうをおつけいただいておりますので、この人勧の部分のアップにつきましては、先ほど総務課長から答弁したように、下がる場合も、私どもの給料、職員の場合、下がるって人勧の勧告を受けて、人事院の勧告に基づいて給料下がるときも、会計年度職員は下げておりませんので、そのままお戻しをいただかない状況なんで、上がったときは、私ども職員の場合は、先ほど来説明しているように、上げますけれども、上がった場合も上がらないというところが会計年度職員、それは何でかと言ったら、今、総務課長申し上げたように、年度ごとで雇用し、お給料の基準を決めるということが原則ですので、年度の中でこういう人事院の勧告等でベースが変わることがあっても、会計年度職員については、蟹江町の場合は、それをもろに適用しないという方針でやっております。

ですので、それが具体的にどうかということのいろんなご意見はあるかも分かりませんが、僕らが下がる時も、会計年度職員は下げておりませんので、そういう面では、トータルしたらどうかなと思うんですけれども、それはあくまでも年度のところの単位で採用するという制度に基づいたものということですので、ご理解のほうよろしくお願い申し上げます。

○委員 板倉浩幸君

何かくどいように、下げるときは下げないしということ、そういうことで、若干ちょっとどうなのかなという疑問符もありましたので、その辺、ちょっとお願いしたい。

あと、単純な質問なんだけれども、今まで給与表あるじゃないですか。1級から7級とか、5級ってありますよね。これって、今まで、ふと思ったんだけど、これ1級から7級ってどういうふうなの、これって。部長クラス、係長、いろいろあるんだけど。

○総務課長 藤下真人君

こちらの議案の1ページ目にも記載させていただいております行政職給料表の右につなが

っていく1級から7級という表現にご質問いただきました。

この1級から7級については、役職に応じて、新人職員等、若い職員、主事と言われておりますが、そういった職員につきましては、1級の階級となっております。そこから、1階1階役職が上がるごとに右側の数が上がっていく7級ということで、7級が部長職ということになっております。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

ほかに質疑ある方いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、答弁者の入れ替えを行い、消毒作業を行いますので、暫時休憩いたします。

(午前11時08分)

○委員長 飯田雅広君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

○委員長 飯田雅広君

それでは、議案第59号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

この手数料条例の改正につきましては、令和4年6月1日以降、犬猫販売業者、いわゆるブリーダーさんやペットショップにおきましては、マイクロチップによる装着、情報登録が義務化をされました。そこから、犬を購入をされますと、飼い主さんが飼い主情報を今度は更新されることとなります。そのマイクロチップが鑑札とみなされることになりました。

こういった動物愛護法の改正に伴いまして、当町の手数料条例の改正も必要となりましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

補足説明が終わりましたので直ちに質疑に入ります。

質疑ある方。

○委員 板倉浩幸君

早く終わりたいと言われとるけれども、今、部長のほうからマイクロチップの話出たんですけれども、その関係で、何か1頭、1,600円、申請のときって条例改正あるんだけれども、具体的にちょっとその辺のひもづけがよく分からないんだけれども。

○環境課長 石原己樹君

今、ご質問がございましたけれども、今回、条例の改正であるんですけれども、現在、マイクロチップの装着の義務化というのが犬猫の販売業者に限定されています。

手数料条例では、今までではいわゆる狂犬病予防法に基づいて、登録とか注射を打ったときに手数料を頂いていたんですけれども、今回の動物愛護法の改正で、マイクロチップを装着した犬については、いわゆるそれを鑑札とみなすよという形になっています。

そのときに、手数料が実はかかっておりますので、今回は、いわゆる愛護法に基づくものについては二重取りになってはいけないということで、条例のほうを改正させていただいたところなんですけれども、ただ一部特例で、マイクロチップを装着した後の犬、鑑札はないんですけれども、何らか例えば病気とか何かで獣医師さんが認めた場合、マイクロチップを取ってしまった場合というのは、その場合は鑑札を交付しなさいという形になっていますので、今回この愛護法に基づく申請のときに1,600円の手数料を徴収するという形で上げさせていただきます。

通常ですと、鑑札はなくされたときに再交付という形で1,600円いただいているんですけれども、それに準じた形で上げさせていただいたところでございます。

○委員 板倉浩幸君

マイクロチップを入れて、申請して、鑑札というものの交付をしてもらおうという形、何かちょっとその辺が。

○環境課長 石原己樹君

マイクロチップを装着した場合、新たに登録する場合は、鑑札はこれは交付しなくてもいいという形になります。

ただし、チップを装着して、登録したんですけれども、何らかの事情で、チップを取り外さないといけないというのが、多分ほとんど特異な例だとは思いますが、そういったときは鑑札を交付するという形で、一応、今回このように改正させていただいたところでございます。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そういうことだよ。チップを入れると最初にも申請させられるんだよ、今まででも。うちの犬ももう10年前からもう入れているんだけど。

この間あったよね、迷い犬、相談して。ああいう場合に、仮に入っていたとしたら、これからだとどういふふうで、そのチップをどう利用して、多分チップで読み取るのかな、獣医か何かで。それで、もう完全に分かるよね、誰が飼い主か。その辺ちょっと補足的にお願いします。

○環境課長 石原己樹君

今回の制度は、マイクロチップを装着した後は、環境省のデータベースのほうに、いろんな情報が登録される形になってまいります。運用するのは、日本獣医師会のほうが指定機関として運営するんですけれども、例えばチップを装着した犬なんか迷い犬ということで逃げ出したりなんかしたときに仮に保護した場合、それはマイクロチップのリーダーがありますので、それを読み込むと、一応情報登録としては15桁の数字が登録されている形になっております。本当はその15桁の数字をいわゆる環境省庁の例えばデータベースのほうにアクセスすると所有者の情報が分かり、所有者のほうに何らかの対応を取っていただくような形ができる形になるような制度設計になっております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そういうことだよ。早急に見つかる可能性がこれから出て、特に災害のときだよ。そういうことでマイクロチップが義務化になったんだけど、それって、蟹江町でもその読み取る装置を導入していくんですか。

○環境課長 石原己樹君

一応、来年度予算に、リーダーの予算を計上してやっていこうと考えております。

以上でございます。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑ある方いらっしゃいますか。

いいですか。

(なしの声あり)

では、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に議案に反対者の発言を許可いたします。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号「蟹江町手数料条例の一部改正について」

は原案のとおり決定をいたしました。

それでは、次に、議案第60号「蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案説明済みでございますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

補足説明はございません。慎重ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

○委員 板倉浩幸君

今回、多世代交流施設、泉人（せんと）の指定管理ということで、社協のほうに、指定管理者にお願いするという事なんですけれども、今、特に、泉人（せんと）が貸館についても夜は借りられない状態ですし、社協が運営しているということで、そうなっているんですけども、今後、それをお風呂についても、湯の供給量の問題が出てくるかもしれないんですけども、その辺をもうちょっと住民の要求に応じた対応って取れないものなのかね。ちょっとお願いします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問の趣旨としましては、住民のサービスの意向に沿ったサービスを提供していくという趣旨で理解しておりますけれども、例えば、湯、温泉利用に関しましては、今、言われましたように、温泉の供給量の上限もございます。また、入れる人数のほうも、やはり、大体1回当たり20人ぐらいが快適に利用していただく人数ということもございますので、利用促進すればいいかという、ちょっとなかなかそういうキャパの上限もございますので、難しい部分もございます。

ただ、先ほど言われました、貸館利用に関しましては、まだ今後、利用を促進して、利用していただく余地がございますので、今後そういった利用者の方のサービスに応じた提供をしていきたいというふうには考えておりますけれども、ただ貸館利用の時間帯の延長、特に終わりの時間帯の延長に関しましては、やはり施設の管理運営上、社会福祉協議会にお願いしているということもございますので、なかなか利用時間の延長ということに関しましては、難しいというふうに感じております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

難しい、難しいと言ったら、できないことだし、中央公民館含めて町の貸館については9時まで借りられるし、じゃこういう中央公民館でも夜間ってどんな職員というのか、対応しているのか。そういう人たちができないものなのか、ちょっとその辺お願いします。

○民生部長 寺西 孝君

ご意見のとおり、中央公民館等々はシルバーの方が夜間利用で担当していただいております。そんな利用形態も取れないかということは、一回、社会福祉協議会ともよく検討させていただいて、今、課長答弁させていただいたように、ご利用者が幅広くご利用いただけるのが本来の趣旨でございますので、ぜひ検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑がある方いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可いたします。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号「蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について」は原案のとおり決定をいたしました。

以上で本委員会へ付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任をお願いいたします。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前11時21分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 飯 田 雅 広